

## 目次

食品関連規格基準等調査

以下は平成27年現在の情報です。

## 食品関連規格基準等調査

## 食品関連法規の枠組み及び個々の法規の概要

ロシアにおける食品関連法規の枠組みを理解するためには、次のレベルでどのような規定があるかについて理解することが必要である。

- 国際協定
- 地域協定
- 国内の規定
  - 連邦法 (Federal Laws)
  - 連邦政府文書 (農産品の生産と貿易に関連するもの)
- 国家標準規格 (GOST)

## (1)国際協定

2011年12月16日にジュネーブにて開催された世界貿易機関 (WTO) 公式閣僚会議において、ロシアのWTO加盟が承認された。2012年7月23日、ロシア政府はWTO事務局に対しWTO加盟の批准手続きが完了したと正式に通知、8月22日にロシアは156番目のWTO加盟国となった。そのため、WTO/SPS協定の定めている国際基準である国際食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission CAC)、国際植物防疫条約 (International Plant Protection Convention IPPC)、及び国際獣疫事務局 (L'Office international des épizooties OIE) の定める科学的な基準に基づく国内法制度を導入する義務を負っている。ロシアはWTO加盟交渉の際に、国内基準をこれらの国際基準に適合させることを約束しており、国内法、例えば「食品の品質と安全性に関する連邦法」においても、その第2条において、国内法と、ロシアが加盟している国際条約の間に食い違いが見られた場合には、国際条約の規定が優先することとされている。

## (2)地域協定

ロシアは、2010年1月に発足したユーラシア関税同盟 (またはロシア・ベラルーシ・カザフスタン3か国関税同盟) の構成国である。関税同盟発足を契機に、商品、サービス、資本、労働力の移動の自由化実現に向けた経済統合が進むこととなっている。規格認証の分野では、関税同盟内で統一的に適用される関税同盟技術規格が段階的に制定されている。技術規格は以下の目的で適用される：

- 国民の生命と健康、個人と法人の財産の保護
- 環境保護
- 購買者 (消費者) を混乱させる行為の予防エネルギー効率の確保

2015年3月15日の段階で34分野の技術規格が採択されている<sup>1</sup>。そのうち下表に示す11の技術規格が食品の安全性・規格に関するものである<sup>2</sup>。

名称	発効年月日	番号
包装に関する関税同盟技術規格(2011年8月)	2012/6/1	TPTC005/2011
子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規格 (2011年9月)	2012/6/1	TPTC007/2011

穀物の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC015/2011
食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC021/2012
食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）(2011年12月)	2013/6/1	TPTC022/2011
果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC023/2011
油脂食品に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC024/2011
栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2012年6月)	2013/6/1	TPTC027/2012
食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準(2012年6月)	2013/6/1	TPTC029/2012
乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（2013年10月）	2014/5/1	TPTC033/2013
肉及び肉製品の安全性に関する関税同盟技術基準（2013年10月）	2014/5/1	TPTC034/2013

1 以下のサイトから入手可能：

- 関税同盟委員会の公式サイト：<http://tsouz.ru/db/techreglam/Pages/tecnicalreglament.aspx>【外部リンク】
- GOSTの公式サイト：[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/GOSTRU/directions/TechnicalRegulation/TechnicalRegulationses](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/GOSTRU/directions/TechnicalRegulation/TechnicalRegulationses)【外部リンク】
- ユーラシア委員会（Eurasian Commission）の公式サイト：<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/tehnreg/deptexreg/tr/Pages/TRVsily.aspx>【外部リンク】

2 規準につけられているTPTCはロシア語（キリル文字）で関税同盟技術規準の頭文字を並べたもので、ローマ字ではTRTSに相当する。

技術規準は、ロシア連邦が締結する国際協定（関税同盟規則）あるいはロシア国内法（国内規則）により策定される。

関税同盟規則の所管官庁は2012年以降段階的にユーラシア経済委員会に移行されるようになっている。近年、ロシアは、国内規則の採択をやめ、関税同盟規則を採用する方針をとっている。更に、「ユーラシア経済連合の技術規準の対象と重複する規制対象への国内規則の効力停止について」（2010年9月20日付関税同盟委員会決定384号）により、関税同盟技術規準が適用される規制対象品目への国内規制の適用が停止されている一方で、関税同盟規準が採択されていない規制対象品目には国内技術規則が適用されることに注意する必要がある。

上に挙げた関税同盟技術規準は、現在のロシアにおいて、食品衛生・食品規格の分野において直接的な法的効力を持っている。第II章で述べる、EACマーク認証による認証制度はこの関税同盟技術規準を基にしている、これらの技術規準は、すべての食品に横断的に適用される基本的な規準（上の表で網掛けをしたもの）と個別の食品（個別の食品グループ）に適用される規準に分けられる：

### 横断的な規準

- 包装の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC005/2011）
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2011）
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）（TPTC022/2011）
- 食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準（TPTC029/2012）

これらの技術規準は現在のロシアの食品安全に関する最も重要な法的規則となっている。詳しくは、「ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規」で述べることにする。

## 個別の食品グループに適用される規準

- ア.子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC007/2011）
- イ.穀物の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC015/2011）
- ウ.果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準（TPTC023/2011）
- エ.油脂食品に関する関税同盟技術規準（TPTC024/2011）
- オ.栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC027/2012）
- カ.乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC033/2013）
- キ.肉及び肉製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC034/2013）

「栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC027/2012）」と「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC033/2013）」については、「ロシア向け輸出重点品目に関連する規格の具体的内容」で詳しく説明することとする。

### (3)国内の規定


#### a)連邦法（Federal Laws）

連邦法とは、ロシア連邦の下院および上院で承認され、かつ、大統領によって署名されたものであって、ロシア連邦の権限およびロシア連邦と地方の共同権限に基づいて、特定の問題を規制する優越的な法的権限を有する規則である。

連邦消費者権利保護・福利監督局（Federal Consumer Rights Protection and Human Health Control Service、“Deralebnadzor”）はロシアにおいて、国民の衛生、疫学的健康、および、消費者の権利保護の分野において統制と監督を行っている。以前は、保健・社会発展省に属していたが、現在は連邦政府直属の独立した機関となっている。

ロシアにおいては、食品分野では、次の4つの連邦法が重要である。これらの連邦法は連邦消費者権利保護・福利監督局の公式サイトよりダウンロードできる（ロシア語）。<sup>3</sup>

名称	内容
2000年1月2日付連邦法第29-FZ号「食品の品質と安全性に関する連邦法」（Federal Law on the Quality and Safety of Food Products）	食品の品質と安全性の確保の分野における国家管理（新たな食品の国家への登録、関連規格の順守の確認など）、ならびに、食品の品質と安全性の確保のための一般的要求事項を定めている。
1999年3月30日付連邦法第52-FZ号「国民の衛生・疫学面での厚生について連邦法」（Federal Law on the Sanitary and Epidemiological Welfare of the Population）	輸入製品を含め、製品の衛生と疫学面における一般的要求事項、衛生と疫学に関する管理のための一般的規則およびそれぞれの要求事項に違反した場合の責任を定めている。
1992年2月7日付法律第2300-1号「消費者の権利保護についての連邦法」（Federal Law on Consumers' Rights Protection）	取得された製品または提供されたサービスの品質および安全性に関連する消費者の権利、かかる権利の行使のための仕組みを定めている。
2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技術基準に関する連邦法」（Federal Law on Technical Regulation）	技術基準に関する原則、ならびに適用される規格と技術規則を順守していることに対する義務的および自主的な確認に関する基本的規則を定めている。さらに、証明機関の認定に関する基本的規則を定めている

<sup>3</sup> [http://rospotrebnadzor.ru/documents/documents.php?arrFilter\\_ff%5BNAME%5D=&arrFilter\\_pf%5BVID\\_DOC%5D=115&arrFilter\\_pf%5BNUM\\_DOC%5D=&arrFilter\\_pf%5BGOD%5D%5BLEFT%5D=&arrFilter\\_pf%5BGOD%5D%5BRIGHT%5D=&set\\_filter=%CD%E0%E9%E8&set\\_filter=Y](http://rospotrebnadzor.ru/documents/documents.php?arrFilter_ff%5BNAME%5D=&arrFilter_pf%5BVID_DOC%5D=115&arrFilter_pf%5BNUM_DOC%5D=&arrFilter_pf%5BGOD%5D%5BLEFT%5D=&arrFilter_pf%5BGOD%5D%5BRIGHT%5D=&set_filter=%CD%E0%E9%E8&set_filter=Y)  
【外部リンク】 

更に、次の4つの品目に関する技術規準（Technical Regulation:TR）を定めた連邦法が定められた。

- 果物・野菜果汁に関する技術規則（2008年10月27日付連邦法178号）<sup>4</sup>

- 油脂製品に関する技術規則（2008年6月24日付連邦法90号）<sup>5</sup>
- 子供及び青年を対象とした食品の安全性に関する技術規則（2009年4月7日付連邦法307号）<sup>6</sup>
- エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関するに連邦法(1995年11月22日付連邦法171号等)<sup>7</sup>

このうち、からiiiは、対応する関税同盟技術規準（果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準（TPTC023/2011）、油脂食品に関する関税同盟技術規準（TPTC024/2011）、子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC007/2011）が発効したことにより、移行期間を経て2015年2月15日に廃止されている。

4 Технический регламент на соковую продукцию из фруктов и овощей [http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21572](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21572) 【外部リンク】 [🔗](#)

5 Технический регламент на масложировую продукцию [http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21575](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21575) 【外部リンク】 [🔗](#)

6 Технический регламент о безопасности продукции, предназначенной для детей и подростков [http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%21%21%24%24570](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%21%21%24%24570) 【外部リンク】 [🔗](#)

7 ФЕДЕРАЛЬНЫЙ ЗАКОН О ГОСУДАРСТВЕННОМ РЕГУЛИРОВАНИИ ПРОИЗВОДСТВА И ОБОРОТА ЭТИЛОВОГО СПИРТА, АЛКОГОЛЬНОЙ И СПИРТ СОДЕРЖАЩЕЙ ПРОДУКЦИИ И ОБ ОГРАНИЧЕНИИ ПОТРЕБЛЕНИЯ (РАСПИТИЯ) АЛКОГОЛЬНОЙ ПРОДУКЦИИ <http://mpt.tatarstan.ru/eng/info.php?id=492585> 【外部リンク】 [🔗](#)

## b) 連邦政府文書（政令）

ロシア連邦の憲法の規定、連邦法、および、ロシア連邦大統領の政令の規定を実施するために採択された規則であって、ロシア連邦政府議長（=首相）が署名したものの。この中では、強制認証の対象となる製品のリストを定めている2009年12月9日付連邦政府 決定第982号「強制認証の対象となる商品、役務・サービスのリストの承認について」（Government Resolution #982 of December 2009 “on Approval of the Unified List of Products subject to Mandatory Certification and the Unified List of Products for which the Certification of Conformity is made in the Form of a Declaration of Conformity.）が重要である。この連邦政府決定はロシア連邦政府令2013年10月4日870号で改正され、多くの項目がこのリストから外されている。

これらの文書は下記のサイトから入手できる（ロシア語）。

2009年12月9日付連邦政府決定第982号：<http://docs.cntd.ru/document/902189451> 【外部リンク】 [🔗](#)

2013年10月4日付連邦政府令決定第870号：<http://docs.cntd.ru/document/499049345> 【外部リンク】 [🔗](#)

## (4) 国家標準規格（GOST）

GOST規格とはソ連、ロシアを含む独立国家共同体で使用されている標準規格である。元々はソ連において国家主導で制定された標準規格であったが、ソ連崩壊後もロシアとソビエト加盟国の間で使用されており、現在では独立国家共同体の加盟国での標準規格として機能している。

独立国家共同体の加盟国同士でも差異がありロシア一国に限定した場合はGOST-R規格と呼ばれる。ロシアでは、流通する際に品質と安全性が「国家標準規格（GOST-R : GOSTANDARTofRUSSIA）」に適合していることを証明すべき品目がある。ロシア向けに輸出をする場合には、輸入通関時に適合証明の提示が求められるため、これらの証明は事前に取得することが必要である。また、商品の然るべき部分に規格番号を印刷、表示することが義務付けられている。

GOST規格は以下のサイト（ロシア語）で検索できる。

<http://www.gostbaza.ru/> 【外部リンク】 [🔗](#)

更に、GOST規格の英訳は以下のサイトで検索できる。

<http://gostperevod.com/gost> 【外部リンク】 [🔗](#)

これらのサイトには、4000を超えるGOST規格が載っている。GOST規格には当該商品の技術的な規格（仕様）を定めたもの以外にも、技術用語の定義を定めたもの、特定の物質の測定法を定めたもの等々なものがある。上に述べたように、関税同盟技術規則の導入が進み、GOST規格との置き換えが進んでいるところである。

## ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規

先にも述べたように、ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規は下に挙げる関税同盟の技術規準に基づいている。

- 包装の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC005/2011）
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2011）
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）（TPTC022/2011）
- 食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準（TPTC029/2012）

### 食品の安全性に関する法規の具体的内容

食品の安全性に関する法規としては、2011年12月の「食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2012）」が2013年6月1日に発効して以来、最も基本的な法規となっている。

この技術規準の目的は、人間の生命・健康の保護、消費者の間違いの防止、環境保護を目的としており（第2条）、以下の40の条項と10の付属文書からなっている。

- 第1条：適用範囲
- 第2条：目的
- 第3条：技術規準の適用の対象
- 第4条：定義
- 第5条：市場に流通させるための規則
- 第6条：関税同盟の技術規準を適用するに当たっての食品の同定
- 第7条：食品の安全性に関しての基本的な必要事項
- 第8条：特殊な食品の安全性に関しての必要事項
- 第9条：清涼飲料水の安全性に関する必要事項
- 第10条：食品の製造、貯蔵、輸送、販売の過程における安全性の確保
- 第11条：食品の製造過程における安全性の確保のための必要事項
- 第12条：食品の製造に用いる水についての必要事項
- 第13条：食品の製造に用いる原料の安全性についての必要事項
- 第14条：食品の製造のために用いる場所についての必要事項
- 第15条：食品の製造のために用いる道具についての必要事項
- 第16条：食品の製造の際に生じる廃棄物の隔離と保存についての必要事項
- 第17条：食品の貯蔵、輸送、販売の過程における必要事項
- 第18条：食品の使用の過程における必要事項
- 第19条：動物由来の未加工食品の受領過程における必要事項
- 第20条：食品が安全に関する必要事項に合致していることに対する保証
- 第21条：食品及びその製造、貯蔵、輸送、販売、使用時の必要事項適合に関する評価の方式
- 第22条：食品の必要事項適合の評価の申請人
- 第23条：必要事項に合致していることの宣言
- 第24条：特殊な食品の政府による登録（子供向けの食品、健康食品、運動選手向けの食品、生物活性のある添加物）
- 第25条：特殊な食品の政府への登録のための手続き
- 第26条：特殊な食品の統一リスト
- 第27条：新しいタイプの食品の政府による登録（遺伝子組み換え食品等）
- 第28条：新しいタイプの食品の政府による登録のための手続き
- 第29条：新しいタイプの食品の統一リスト

- 第30条：獣医・衛生に関する専門家鑑定 第31条：生産物の政府登録
- 第32条：政府登録を必要とする生産物
- 第33条：生産物の政府登録の申請
- 第34条：生産物の政府登録の申請に必要な書類
- 第35条：生産物の政府登録の申請者に関する情報の変更の手続き
- 第36条：政府登録を必要とする生産物の統一リスト
- 第37条：製造された食品の登録
- 第38条：本技術基準の定めた必要事項遵守のための政府による管理
- 第39条：食品の表示に関する必要事項（表示の技術基準及び個別の基準）
- 第40条：調製規定

- 付属文書1：微生物に関する安全性基準（病原菌：サルモネラ、リステリア、エンテロバクター等）
- 付属文書2：微生物に関する安全性基準（肉・肉製品、魚・魚製品、穀物・粉・パン、砂糖・菓子類、果実・野菜、油脂、飲料、その他の食品、生物活性を持った食品添加物、妊娠中・授乳中の女性向け食品、幼年期の子供用の食品、その他）
- 付属文書3：食品の安全基準（重金属、農薬）（肉・肉製品、乳・乳製品、魚、穀物・粉・パン、砂糖・菓子類、果実・野菜、油脂、飲料、その他の食品、生物活性を持った食品添加物、妊娠中・授乳中の女性向け食品、子供用の食品）
- 付属文書4：放射性元素セシウム137とストロンチウム90の許容量
- 付属文書5：動物由来の未加工の原材料のための必要事項
- 付属文書6：魚類、甲殻類、両生類、爬虫類及びそれらの加工品の安全性のための寄生生物の指標
- 付属文書7：生物活性を有する食品添加物として使用する、植物とその加工品、動物由来の物質、微生物、キノコ、生物活性物質の一覧表
- 付属文書8：3歳から14歳までの子供の飲料の生産に使う生物活性のある添加物として使用する、あるいは幼児のための葉草茶として使う植物材料の種類
- 付属文書9：子供向け食品の製造のために用いる、ビタミン及びミネラル塩
- 付属文書10：子供向けの食品の生産に使われる食品材料の生産のために使用が禁止されている農薬

これによると、第7条第2項の規定により、食品の安全性を示す指標は付属文書の1から6により定められている。同じく第6条第6項及び第8項の規定により、食品の包装、添加物に関しては関税同盟の規準によること、一方、遺伝子組み換え食品については国内法が定めるところに従うべきとされている。

注意を要するのは、ロシアにおいては、子供向け、婦人向け、運動選手向けに特別な安全性指標が定められていることである。また、第24条の規定により子供向けの食品、健康食品、運動選手向けの食品、生物活性のある添加物は政府への登録が義務付けられている。更に、第27条の規定により、遺伝子組み食品の登録も義務付けられている。

食品の表示については、第39条により、食品の表示に関する関税同盟技術規準及び、個別の関税同盟技術規準に従うこととされている。

## ロシア向け輸出重点品目（調味料類、レトルト食品、めん類、健康食品、乳・乳製品及びアルコール飲料）に関連する規格の具体的内容

先に述べたように、これらの個別の食品グループについては、「ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規」で述べた一般法規が適用される。ここでは、これらの個別の食品グループにだけ適用される個別の基準について述べることにする。個別の基準については、ソ連時代からのGOST、更にロシアにより適合させたGOST-R規格が作られてきた、また、「食品関連法規の枠組み及び個々の法規の概要」で述べたように、アルコール飲料、果物・野菜果汁、油脂製品、子供・青年用食品のための国内規則である、連邦技術規則（Technical Regulation: TR）が作られている。現在は、関税同盟の技術基準の作成が進められており、順次、GOST規格、TR規格に置き換わっていくこととなっている。